

## 盛岡市市税条例について

### 1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、家庭的保育事業等の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の算定に係る割合を定めるとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 個人市民税関係

個人市民税の所得割を非課税とする範囲等についての規定の整理を行う。

#### (2) 固定資産税及び都市計画税関係

ア 課税標準の特例として次の(ア) から(イ) までに掲げる固定資産に係る課税標準となるべき価格に乗ずる割合を、当該(ア) から(イ) までに定めるとおりとする。

(ア) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（事業所内保育事業にあつては利用定員が5人以下のものに限る。）の用に直接供する家屋及び償却資産 3分の1

(イ) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に企業主導型保育事業の運営費に係る国の補助を受けた者が設置する事業所内保育事業を目的とする施設で、児童福祉法（昭和22年法律 164号）等の認可を受けていないものの用に供する固定資産 3分の1

(ウ) 緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置する市民緑地の用に供する土地 3分の2

イ 認定長期優良住宅及びサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の適用に係る申告手続を定める。

### 3 施行期日

(1) 2-(2) ア(ア) , (イ) 及びイ 公布の日

(2) 2-(1) 平成31年1月1日

(3) 2-(2) ア(ウ) 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日